

令和7年3月25日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

議会運営委員会
委員長 山本 治兵衛

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

(別紙)

市議委第1号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例
舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項及び第7条第2項中「10人以内」を「8人」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会運営委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数を改めたいので提案する。